

青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

東京都のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱、乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱および高校生等医療費助成事業実施要綱の一部改正を踏まえ、個人番号カードによる病院等での診療等に対し、情報連携基盤に接続して、医療費の助成ができるよう改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「市長」を「青梅市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 6 条第 1 項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同条第 3 項中「前 2 項の」の次に「規定による」を加え、「法令」を「法令等」に改める。

第 7 条第 1 項中「医療の」を「医療費の」に改め、「、医療証」の次に「または個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

（青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条 青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成５年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３項を削り、第４項を第３項とする。

第３条第１項中「乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児（」を削り、「者に限る。）の疾病または負傷について、」を「乳幼児（」に改め、「規定により」の次に「その者の疾病または負傷について」を加え、「もの」を「者に限る。）を養育している者」に改める。

第５条第１項中「もの」を「者」に改め、同条第２項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「法令」を「法令等」に改める。

第６条第１項中「対して、医療証」の次に「または個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

（青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第３条 青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成１９年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項を削り、第４項を第３項とする。

第３条第１項中「児童を養育している者であって、その者が養育する児童（」を削り、「者に限る。）の疾病または負傷について、」を「児童（」に改め、「規定により」の次に「その者の疾病または負傷について」を加え、「もの」を「者に限る。）を養育している者」に改める。

第５条第１項中「もの」を「者」に改め、同条第２項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第６条第１項中「（国民健康保険法または社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証および規則で定める書類）」を「または個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」に改

める。

（青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第4条 青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「高校生等が何人からも監護されておらず、」を「その他」に、「必要と認める場合の」を「高校生等本人を申請者としてすることが適当と認める場合には、」に改め、同条第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等（」を削り、「者に限る。）の疾病または負傷について、」を「高校生等（」に改め、「規定により」の次に「その者の疾病または負傷について」を加え、「もの」を「者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「もの」を「者」に改める。

第7条第1項中「（国民健康保険法または社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証および規則で定める書類）」を「または個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条、第6条第1項および第3項ならびに第7条第1項の改正規定（「医療」を「医療費」に改める部分に限る。）、第2条中青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第1項および第5条の改正規定、第3条中青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第3条第1項および第5条の改正規定ならびに第4条中青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号、第3条第1項および第6条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条中青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条第3項を

削り、第４項を第３項とする改正規定、第３条中青梅市義務教育就学
児の医療費の助成に関する条例第２条第３項を削り、第４項を第３項
とする改正規定および第４条中青梅市高校生等の医療費の助成に関す
る条例第２条第３項を削り、第４項を第３項とする改正規定 令和 7
年 1 0 月 1 日